

東北大学男声合唱団OB会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は東北大学男声合唱団OB会と称し、略称を東北大男声OB会とする。

(目的)

第2条 本会は東北大学男声合唱団（東北大学学友会男声合唱部）在籍・卒団生の合唱芸術追求の場を提供し、また相互の親睦をはかる事を目的とする。

(活動)

第3条 前条の目的を達成するため、本会は次の活動を行う。

- (1) 演奏会（随時、現役の定期演奏会への賛助出演、合同演奏等を含む）
- (2) 年あるいは2年に一度の総会
- (3) 機関紙発行、IT活用によるHP形式の情報交換

(組織)

第4条 本会は東北大学男声合唱団に在団した者によって組織する。

2. なお、団友を設けることができる。
3. 本会は、仙台支部、東京支部を置く。
4. 仙台、東京以外に居住、または勤務する会員はその地域の会員間で協議の上、その地域の支部を置くことができる。
新に支部を設置する場合は幹事会に届出るものとする。

(運営費)

第5条 本会の運営費は、別に定める会計細則により、原則として会員の拠出する会費をもって充当する。

第2章 会員及び団友

第6条 東北大学男声合唱団に在団した者をもって本会の会員とする。

2. 団友は、昭和27年以前に東北大学を卒業した東北大学合唱団団員及び本会会員の推薦により、総会にて承認された者とする。

(会員の異動)

第7条 本会員は、住所、連絡場所に変更があった場合は、速やかに幹事会に届出なければならない。但し、学年委員に届出を委託することができる。

第3章 総会

第8条 総会は本会の最高機関とする。

総会は、第2条の目的遂行上必要な企画と運営についての基本方針を討論し、大いに歌い、大いに飲む。

(定期総会)

第9条 総会は会員で構成され1年あるいは2年に1回、会長が召集する。

第4章 企画、運営方針

(基本方針)

第10条 第2条の目的遂行上必要な活動の企画と運営についての基本方針は幹事会が立案し、総会による承認、もしくは郵便、電子メール等による会員の意思確認をもって決定される。

第5章 幹事及び委員

(任 務)

第11条本会は次の役員をおく。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1. 会長 | 1名 (本会の代表、会の総括) |
| 副会長 | 2名 (会長の補佐及び代行) |
| 2. 音楽監督 | 1名 (本会の主催する演奏会の企画、音楽総括) |
| 音楽幹事 | 若干名 |
| 3. 会計 | 1名 |
| 監事 | 2名 |
| 4. 会誌委員 | 若干名 |
| 5. 現役連絡委員 | 1名 |
| 6. 名簿委員 | 1名 |
| 7. 東京支部幹事及び仙台支部幹事 | 各若干名 |
| 8. 学年委員 | 原則として各学年に1名 (各学年の連絡に当る) |

(選出方法)

第12条音楽監督及び会長は、総会の議決で、これを指名する。

2. 音楽幹事は音楽監督の指名により総会がこれを承認する。
3. 副会長は会長がこれを指名し、総会において承認する。
4. 会計、監事、会誌委員、現役連絡委員、名簿委員は、幹事会においてこれを指名し、総会において承認する。
5. 支部幹事、並びに学年委員はそれぞれの幹事、委員が代表する会員集団の互選によって選任する。
6. 支部幹事の互選により、支部長を選任する。支部長は副会長を兼任することができる。

(任 期)

第13条 役員の任期は、1年間とする。但し再任を妨げない。

第6章 幹事会

第14条 幹事会は副会長、音楽幹事及び東京・仙台支部幹事をもって構成し、必要に応じて、音楽監督、会長と相談しつつ、会の運営にあたる。

(議決)

第15条 幹事会は幹事の3分の1以上の出席を要し、議決は出席幹事の過半数の同意を要する。

第7章 会計

(会費の納入)

第16条 会員は年に一度、所定の会費を納入しなければならない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(決算書類)

第18条 幹事会は、総会前に決算書類を作成し監事の会計監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第8章 雑則

第19条 本規約の改廃には総会において、出席会員の3分の2以上の同意を要する。

付則 1. この規約は2003年7月から施行する。

東北大学男声合唱団OB会 会計細則

(運営費)

第1条 本会の運営は、原則として会員の拠出する会費をもって充当する。

1. 演奏会、合宿など、会の特別な行事に関わる費用の会員負担額は、その都度、幹事会が決定する。
2. 現役諸君の活動を支援するため、運営費の一部を補助することができる。

(会費)

第2条 会費は、年額1,000円とする。

(会費金額の変更)

第3条 会費の変更は、委員会の決定により、総会の承認を得なければならない。

付則 1. この規約は2003年7月から施行する。